

令和7年第2回豊島区議会定例会提出案件の可決した主な条例について

可決した主な条例

1. 豊島区区民事務所設置条例の一部を改正する条例

東部区民事務所改築による仮移転に伴い、東部区民事務所の位置を「東京都豊島区南大塚二丁目36番2号」に改める。

【東部区民事務所長】

2. 豊島区犯罪被害者等支援条例

犯罪に巻き込まれた被害者やその家族等がおかれている状況への理解を深め、寄り添った支援を提供するため、犯罪被害者等支援に関する条例の制定を行う。

【福祉総務課長】

3. 豊島区保育料等に関する条例の一部を改正する条例

本年9月から、東京都が0歳から2歳の第一子の保育料を無償化の対象に加える方針を示したことから、本区においても、全ての子どもの保育料が無償となるよう、条例の一部改正を行う。

【保育課長／保育支援担当課長】